

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

第15条の2(定額制の網使用料の支払義務)から第18条の2(その他の費用の支払義務)までの規定その他この任意約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1) 中継区間伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 相互接続通信ごとに、通信地域間距離に対応して仮想接続点相互間の接続料金として算出した2(料金額)2-1中継区間伝送機能に掲げる料金額を適用して算定します。</p> <p>イ 通信地域間距離は、接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄に規定する箇所に設置された相互接続点又は仮想接続点の属する単位料金区域相互間の相互接続通信の通信地域間距離を電話サービス契約約款に規定する通信地域間距離の測定方法により算出します。</p> <p>ウ 中継区間伝送機能の網使用料については、1通信ごとの料金額及び1秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。</p>
(2) 光信号局内区間伝送機能に係る料金の適用	<p>2(料金額)2-2に規定する光信号局内区間伝送機能の料金については、次に掲げる場合に適用します。</p> <p>ア 接続約款に規定する光信号端末回線又は光信号中継回線と一体として設置される光信号局内伝送路の場合</p> <p>イ 当社の電気通信設備と他事業者の電気通信設備を接続する光信号局内伝送路の場合</p> <p>ウ ア又はイに係る光信号局内伝送路を利用する区間において当社の光信号局内伝送路に係る故障発生時に切替することを目的として設置される予備の光信号局内伝送路の場合</p>

<p>(3) IP通信網 県間区間伝送 機能に係る料 金の適用</p>	<p>ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、 当社は2（料金額）2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協 定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た 額を適用します。</p> <p><u>イ 2（料金額）2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第5 条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIPoE 方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に 適用します。</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県 とする宮城県内及び山形県内の相互接続点</u></p> <p><u>(イ) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互 接続点</u></p> <p><u>(ウ) 接続対象地域を群馬県、新潟県、山梨県及び長野県とする群馬県内及 び山梨県内の相互接続点</u></p> <p><u>イ 2（料金額）2-3第6欄イ欄に規定する料金については、接続約款第 5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する場合のうちIP oE方式で接続する場合であって、下記いずれかの相互接続点で接続する 場合に適用します。</u></p> <p><u>(7) 接続対象地域を京都府とする大阪府内の相互接続点</u></p> <p><u>(イ) 接続対象地域を奈良県、滋賀県、和歌山県、石川県、福井県及び富 山県とする兵庫県内の相互接続点</u></p> <p><u>(ウ) 接続対象地域を岐阜県、三重県及び静岡県とする愛知県内の相互接 続点</u></p> <p><u>(エ) 接続対象地域を岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、 徳島県及び高知県とする広島県内の相互接続点</u></p> <p><u>(オ) 接続対象地域を熊本県、鹿児島県、長崎県、大分県、佐賀県、宮崎 県及び沖縄県とする福岡県内の相互接続点</u></p>
<p>(3)-2 優先パケ ットに係るIP 通信網県間 区間伝送機 能に係る料 金の適用</p>	<p>ア 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能に係る料金につい ては、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み需要（協定事 業者と個別に協議の上決定する送受信データ量をいいます。）を乗じて 算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>イ 2（料金額）2-3の2第2欄に規定する料金については、1（適 用）第3欄イ欄を準用します。</p>
<p>(4) IP通信網 県間区間回 線管理機能 に係る料 金の適用</p>	<p>IP通信網県間区間回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、2 （料金額）2-3 IP通信網県間区間伝送機能を利用する場合に適用しま す。この場合において、1請求書の単位は、IP通信網県間区間回線が80回 線までのものをいい、80回線を超える場合は、超えた回線数80回線ごと に1請求書とします。</p>
<p>(5) 当社が利用 者料金の額 を設定する 通信に係 る網使用 料の適用</p>	<p>第11条（接続形態）に定めるもののうち、当社が利用者料金の額を設定する 接続形態に係る網使用料については、この料金表の規定にかかわらず、協 定事業者はその支払いを要しません。</p>

2 料金額

2-1 中継区間伝送機能

通信地域間距離	1通信ごとの料金額	1秒ごとの料金額
60kmまで	0.44円	0.0130円
160kmまで	0.51円	0.0351円
160kmを超えるもの	0.81円	0.1190円

2-2 光信号局内区間伝送機能

単 位	料金額	備 考
当社が建物所有者から光信号局内伝送路を賃借する単位	光信号局内伝送路に関して当社が建物所有者に支払う賃借料に、当該賃借料に接続約款料金表第2表の2（建設請負契約に基づく負担額）に規定する一般管理費比率を乗じた額を加えた額	その他の利用条件（料金に係るものに限ります。）は、当社と建物所有者との間の契約条件に従うものとします。

2-3 IP通信網県間区間伝送機能

		区 分	単 位	料金額	備 考	
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	520,000円	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。	
		(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額			
		(3) Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送ごとに月額			
		(4) LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1Gb/sの符号伝送ごとに月額	1,360,000円		
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,540,000円	PPPoE方式及びIPoE方式により接続を行う事業者に適用します。	
		(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	<u>ア 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）</u>	<u>1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額</u>	<u>9,210,000円</u>	<u>IPoE方式により接続を行う事業者に適用します。</u>
			<u>イ ア以外の場合</u>	<u>1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額</u>	<u>8,290,000円</u>	
<u>ア 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）</u>	<u>1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額</u>		<u>9,210,000円</u>	<u>IPoE方式により接続を行う事業者に適用します。</u>		

			イ ア 以外 の 場合	(7) (1) 以外 の 場合	1ポートご との100Gb/s の符号伝送 ごとに月額	9,210,000円	
				(1) 最 低利 用期 間を 適用 する 場合	1ポートご との100Gb/s の符号伝送 ごとに月額	8,290,000円	

2-3の2 優先パケットに係るIP通信網県間区間伝送機能

区 分			単 位	料金額	備 考	
優 先 パ ケ ッ ト に 係 る I P 通 信 網 県 間 区 間 伝 送 機 能	接続約款第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う機能	(1) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	1Mbit まで ごとに月額	0.00018695円	I P o E 方式による接 続を利用して いる協定事業 者に適用しま す。 I P o E 方式による接 続を利用して いる協定事業 者に適用しま す。	
		(2) (1)以外の場合	1Mbit まで ごとに月額	0.00016826円		
		(1) 大阪府内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は西日本全域とします。）	1Mbit まで ごとに月額	0.00040391円		
		(2) (1) 以外 の 場合	ア イ 以外 の 場合	1Mbit まで ごとに月額		0.00040391円
			イ 最 低利 用期 間を 適用 する 場合	1Mbit まで ごとに月額		0.00036352円

2-4 IP通信網県間区間回線管理機能

区 分		単 位	料金額	備 考
I P 通 信 網 県 間 区 間 回 線 管 理 機 能	協定事業者のIP通信網県間区間回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	139円	—
			147円	
		1請求書ごとに	125円	

第2表 工事費、手続費及びその他の費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
実費の適用	2（工事費の額）2-2（2-1以外の工事費）に掲げる工事費の額は、3に規定する算出式により算定する実費とします。この場合において、4に規定する作業単金及び貸倒率を適用するものとします。

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) 通信用建物内伝送路接続工事費	当社が別に定める当社以外の通信用建物内に光回線設備と接続するために設置された光信号局内伝送路を当社の光主配線盤に1芯ずつ接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	専用サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	_____
(2) 光信号局内伝送路設置等工事費	当社が別に定める当社以外の通信用建物内に光信号局内伝送路の設置等を行う工事に要する費用	1 工事ごとに	光信号局内伝送路に関して当社が建物所有者に支払う工事費に一般管理費比率に1を加算して得た値を乗じた額に貸倒率に1を加算して得た値を乗じた額	その他の利用条件（料金に係るものに限ります。）は、当社と建物所有者との間の契約条件に従うものとします。

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を中継交換機に登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	_____
(2) 光信号局内伝送路接続工事費	光信号局内伝送路を通信用建物内に設置された協定事業者の電気通信設備に接続する工事に要する費用	1 工事ごとに	_____

3 算出式

$$\text{工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間} \times (1 + \text{貸倒率})$$

4 2又は3に適用する作業単金、一般管理費比率及び貸倒率

作業単金、一般管理費比率及び貸倒率については、接続約款の規定を準用します。

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
実費の適用	2（手続費の額）2-2（2-1以外の手続費）に掲げる手続費の額は、3に規定する算出式により算定する実費とします。この場合において、第1（工事費）の4（2又は3に適用する作業単金、一般管理費比率及び貸倒率）に規定する作業単金及び貸倒率を適用するものとします。

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分	単 位	手続費の額	備 考
IP通信網県間区間回線設置手続費	1 回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する契約料に相当する額	_____

2-2 2-1以外の手続費

区 分		単 位	備 考
(1) 課金照合費	協定事業者の請求により課金照合を行う場合に要する費用	1 件ごとに	_____
(2) 光信号局内伝送路に係る情報調査費	光信号局内伝送路に関する情報を提供する場合に要する費用	1 件ごとに	_____
(3) 光信号局内伝送路の線路設備調査に係る情報調査費	接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期及び接続申込者が線路設備調査申込書に指定した事項に係る情報を提供する場合に要する費用	1 件ごとに	_____

3 算出式

$\text{手続費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間} \times (1 + \text{貸倒率})$

第3 その他の費用

1 適用

区 分	内 容
(1) その他の費用の適用対象	その他の費用は、2（その他の費用の額）に掲げる費用に適用します。

2 その他の費用の額

区 分	料金額	1 回線ごとに月額 備 考
当社の回線接続装置利用に関する費用	当社の契約約款の料金表を準用します。	_____